

お客さま各位

お客さま情報の確認に関するご協力のお願い

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっています。また、国内においても、預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が後を絶たず、金融機関には対策の強化が求められています。こうしたなか、各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、当組合では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み※¹として、郵送によるご案内を順次行っております。

郵送物を受け取られたお客さまにつきましては、郵送物に同封の書面に記載のお手続き期限までにご回答※²いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご回答にあたり、個人番号、キャッシュカードの暗証番号、インターネットバンキングに係る各種情報を聞きすることはございません。

※¹ 既にお取引いただいているお客さまに対し、お取引内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

※²回答には、電子メールを受信できるカメラ付きスマートフォン（またはタブレット等）とマイナンバーカードの両方が必要となります。お持ちでないお客さまにおかれましては、次回のご来店の際に、ご本人を確認できる書類を持参いただき、店頭にて「お客さま情報の確認」をする旨を申し出ていただきますようお願いします。この場合、お手続き期限は設けておりません。

【本件に関するお問い合わせ先】

青和信用組合 お客様相談窓口

TEL 0120-493-554

【受付時間：平日9時から午後5時】

1. お客様にお送りさせていただいている郵送物

お取引に関する重要なお知らせです。

 青和信用組合

【差出人・返還先】
青和信用組合本部
〒125-0054
東京都葛飾区高砂2-40-4

湿っている場合は完全に乾かしてから開封してください。

信用組合とお取引をいただいているお客様へ
「お客様の情報」の定期的な確認について
ご理解とご協力ををお願いいたします
—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっています。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客様が安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用組合を含む各金融機関では、お客様の現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っています。

(※)既にお取引をいただいているお客様に付し、お取引の内容や状況等に応じて、お客様に開示する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さま一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれないように金融機関を利用したり、お客様になりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さまの安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客様におかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用組合からのお客さまの情報に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最近は色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用組合の本支店にご相談いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

 一般社団法人
全国信用組合中央協会

 金融庁
Financial Services Agency

2. ご回答方法

郵送物に印刷されているQRコードを、お客様ご自身の通信機器（スマートフォンやタブレット等）で読み取り、アクセスのうえ、画面表示に従いご回答ください。

3. よくあるご質問（FAQ）

Q1. 本アンケートが送られてきたが、本当に青和信用組合から送付されたものなのか。

A1. はい。当組合よりお送りさせていただいております。

Q2. 青和信用組合に通帳を持っている家族には届いていません。なぜ自分だけ届いたのですか。

A2. 当組合にお口座をお持ちのお客さまへ、順次お送りさせていただいております。ただし、同居のご家族様であっても同じタイミングで郵送されるとはかぎりません。また、郵送されないお客様もいます。

Q3. 回答は必ずしなければならないのか。

A3. 特殊詐欺などの金融犯罪を未然に防止し、お客様のご預金を守り、お客様が安心・安全にお取引いただくための重要な取組みです。本アンケートを受領された皆さんにご回答へのご協力をお願いしております。

Q4. なぜ、マイナンバーカードが必要になるのか。

A4. マイナンバーカードのICチップ（氏名、生年月日、郵便番号、住所など）の情報を読み取ることで犯罪収益移転防止法に基づく、精度の高いご本人確認を実施できるメリットがあります。これにより、なりすましのリスクが大きく軽減されます。預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪を未然に防止する目的でお願いしているものです。